

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、通信工事業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、社用車を運転して電気工事現場に向かう際、信号待ちで停車していたところ、第二当事者運転の後続車に追突され（以下「本件災害」という。）負傷した。請求人は、同日、C医療機関に受診し「頸部挫傷、背部挫傷、腰部挫傷、左膝挫傷」と診断され、翌日、D医療機関に転医し「頸椎捻挫、腰椎捻挫、左膝挫傷」と診断され、同月○日、E医療機関に転医し「頸椎腰椎捻挫、左膝前十字靭帯及び内側側副靭帯損傷の疑い」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、第二当事者が加入する任意保険会社より、上記傷病に係る治療費の支払を受けていたが、第二当事者の保険代理人弁護士（以下「第二当事者代理人弁護士」という。）から、○年○月○日をもって治療費の支払を打ち切る旨の連絡を受け、以後の治療費請求は労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に請求することとした。

- 3 本件は、請求人が、G医療機関に係る同年○月○日及び○月○日受診分の療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は同年○月○日をもって治癒（症状固定）しているとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査

請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の本件傷病にかかる療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、上記第3の1 (略) のとおり主張するので、以下検討する。

(2) 本件災害の程度について、請求人は、要旨、「追突時に車を移動させるほどの衝撃はありませんでしたが、追突時にはガチャンというような衝撃音もあり、相手方が主張する、こつんと接触しただけの軽微なものとは違う。」と述べるが、第二当事者代理人弁護士は意見書を提出し、要旨、「両車両の損傷状況から、本件災害の衝撃が極めて軽微なものであることは明らかである。」と主張しているところ、本件災害の両当事者から提出された写真、両車両の修理の見積書等及び本件災害後の車両の使用状況から、本件災害による衝撃は軽微なものと認められる。

(3) H医師は、○年○月○日付け意見書において、「本件は、事故の内容や症状の推移及び画像等より、傷害発生後約○か月の治療期間が妥当と判断する。」と述べており、監督署長はこの所見に基づき本件傷病の治癒（症状固定）は同年○月○日と判断している。

(4) 一方、I医師は、本件傷病の症状固定について、○年○月○日付け「自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書」に「○年○月○日」と記載している。

(5) E医療機関の診療録を見ると、○年○月○日から○年○月○日の期間を通じ末梢性神経障害治療剤、腰痛等緩和剤、副腎皮質ホルモン剤の静脈注射及び鎮痛剤、湿布薬、筋緊張緩和剤の処方等が認められる。また、請求人は「○年○月末と、それ以降の症状を比較すると痛みは良くなったとは思いません。」と述べており、決定書理由（略）に説示するとおり、同年○月○日以後も、治療は対症療法にとどまり、明らかな症状の改善も認められない。

(6) ところで、労災保険制度上の治癒（症状固定）とは、傷病のいわゆる全治を意味するものではなく、業務による負傷又は疾病に対して医学上一般的に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものとされており、上記（5）の治療と症状の経過を踏まえると、I医師の見解は採用できず、本件傷病については、○年○月○日の時点において、症状固定の状態にあったものと判断する。

(7) なお、請求人は、腰椎椎間板ヘルニアの治療が見過ごされていると主張し、J医療機関K医師の○年○月○日付け診断書を提出している。同医師は、要旨、「同月○日のMR IでL 4 / 5、L 5 / Sの椎間板ヘルニアを認め、他部位の椎間板には特に異常を認めず、L 4 / 5、L 5 / S椎間板に関しては○年○月撮像MR Iよりも増悪の可能性があり、○年○月頃から一貫して腰痛の訴えがある。」と述べているが、腰椎椎間板ヘルニアの原因については述べていない。また、請求人G医療機関で、○年○月○日及び○年○月○日に腰椎のMR I検査を受けているが、それぞれ腰部椎間板ヘルニアとまでの確定診断はなされていない。また、本件災害の衝撃は、上記（2）に説示するとおり軽微なものであることを考えると、請求人の腰椎椎間板ヘルニアが、本件災害に起因するとの合理的な根拠は認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。